ステーキングサービスご利用規約

本規約は、株式会社 bitFlyer（以下、「当社」といいます。）がその登録ユーザーの代わりに対象暗号資産を用いてステーキングを行い、報酬を付与するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本サービスを利用される前に、本規約をお読みください。

第 1 条（適用）

1. 登録ユーザーが本サービスを利用する場合、本規約に加え、当社の「ご利用規約」（以下、「基本規約」といいます。）が適用されます。

2. 基本規約と本規約の内容が異なるときは、本規約の規定が基本規約の規定に優先して適用されます。

第 2 条（定義）

1. 本規約において、次の用語はそれぞれ次に定める意味を有するものとします。

   (1) 「対象暗号資産」とは、本サービスにおけるステーキング対象として、当社が指定する暗号資産をいいます。

   (2) 「ステーキング」とは、対象暗号資産のブロックチェーンネットワークに参加し、当該ブロックチェーン上におけるトランザクションの検証・承認プロセス等に貢献することにより、ブロックチェーンネットワークから追加の暗号資産を得る仕組みをいいます。本サービスは、登録ユーザーが当社に預け入れている暗号資産のうち、対象暗号資産についてブロックチェーンネットワークから発生するステーキング獲得量の一部を、本サービスにおける設定でステーキング報酬の受取設定を有効にした登録ユーザーのアカウントに付与するサービスです。

   (3) 「ステーキング報酬」とは、登録ユーザーが、本サービスを利用することで得られる報酬をいいます。

   (4) 「ステーキング獲得量」とは、当社が、登録ユーザーから預かった対象暗号資産を用いてステーキングを実施することにより、ブロックチェーンネットワークから獲得した暗号資産をいいます。

   (5) 「ステーキング報酬付与日」とは、ステーキング報酬を当社が登録ユーザーへ付与する日をいいます。

   (6) 「新暗号資産」とは、分岐を伴うハードフォークにより新たに生ずる暗号資産をいいます。

2. 前項のほか、本規約において使用する用語の定義は、基本規約の定めに従うものとします。

第 3 条（ご利用方法）

1. 登録ユーザーは、本サービスの設定画面でステーキング報酬の受取設定（以下、「受取設定」といいます。）を有効にすることで、本サービスを利用できます。

2. 登録ユーザーは、本サービスの設定画面で受取設定を有効に設定した状態から無効に設定することで本サービスの利用を停止することができます。

3. 登録ユーザーによる受取設定を有効にするための設定は、当社所定の期間（以下、「有効期間」といいます。）のみ有効です。有効期間の経過後、受取設定は自動的に無効になります。

4. 登録ユーザーは、有効期限の 7 日前から有効期間を更新することができます。

5. 有効期間の経過により受取設定が無効になった場合、登録ユーザーは、再度、受取設定を有効にすることができます。

6. 有効期間の途中で登録ユーザーが、受取設定を一度無効にし、再度、受取設定を有効にした場合は、新たに受取設定を有効にした日を基準として有効期間が再設定されます。

第 4 条（ステーキング報酬）

1. 当社はステーキング報酬を、登録ユーザーが受取設定を有効にしたステーキング対象の暗号資産と同種の暗号資産でかつ同種のブロックチェーンで当該登録ユーザーに付与します。各月のステーキング報酬の付与対象者は、当社所定の日時（以下、「判定時」といいます。）において受取設定が有効になっている登録ユーザーです。判定時において受取設定が無効になっている登録ユーザーは、過去に受取設定を有効に設定したか否かにかかわらず、当該月に係るステーキング報酬の付与対象となりません。

2. ステーキング報酬は、第 2 条第 1 項第 1 号に定める「対象暗号資産」に限定して付与されるものとします。「対象暗号資産」におけるハードフォークにより生じた「新暗号資産」については、「対象暗号資産」に該当しないものとします。

3. ステーキング報酬は当社所定の日時であるステーキング報酬付与日に付与されるものとします。ただし、システム不具合や当社オペレーション上の都合等により、前後する場合があります。

4. ステーキング報酬は、受取設定を有効にしている登録ユーザーを対象に、当社が月内に受け取ったステーキング獲得量を、登録ユーザーの「平均保有数量」に基づいて按分し、ステーキング報酬付与日に付与します。なお、ステーキング報酬の付与にあたっては、当社所定の事務管理費相当割合を差し引いた数量を付与します。小数点 8 桁未満は切り捨てるものとします。また、ステーキング報酬が対象暗号資産の売買単位を下回る場合、ステーキング報酬の付与は行われません。各暗号資産（仮想通貨）の売買単位についてはこちらをご覧ください。

5. 当社は、ステーキング獲得量を受領後、登録ユーザーにステーキング報酬を付与します。対象暗号資産のネットワーク状況やステーキング状況等に起因して、ステーキング獲得量を当社が受け取れない場合、又はステーキング獲得量が著しく少なくなる場合には、ステーキング報酬もその影響を受け、付与されないことがあります。

6. 当社は、登録ユーザーが次の各号のいずれかに該当した場合、ステーキング報酬の付与を一時的に留保し又は行わないことができるものとします。

(1) 基本規約又は本規約に違反した場合

(2) 関係法令等に違反した場合

(3) ステーキング報酬付与日より前に死亡した場合

(4) ステーキング報酬付与日より前に海外居住者となった場合

(5) その他、当社が登録ユーザーとの個別契約の継続を適当でないと判断した場合

第 5 条（計画されたハードフォーク及びハードフォークにより生ずる新暗号資産への対応）

当社はステーキング対象暗号資産に係るハードフォーク及び新暗号資産における対応については、「計画されたハードフォーク及び新暗号資産への対応指針」（https://bitflyer.com/ja-jp/guidelines-hard-forks）に従うものとします。

第 6 条（禁止行為）

登録ユーザーは、本サービスの利用期間中、次の行為を行ってはならないものとします。

(1) 法令または基本規約、本規約に違反する行為

(2) 上記の他、当社に対して、不法行為を構成するような行為

第 7 条（免責）

当社は、地震、天災、通信障害、第三者のシステムの不具合、その他当社に帰責性のない事由による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能、変更又は障害（ステーキング報酬の付与の遅延を含みます。）が生じた場合に、これに関連して登録ユーザーが被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。

第 8 条（基本規約の規定の準用）

本サービスの適用に際しては、基本規約第 4 条、第 5 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 11 項、第 8 条から第 12 条、第 13 条 1 項後段及び第 3 項から第 8 項、第 14 条、第 15 条、並びに第 17 条から第 23 条の規定を準用するものとします。

【令和 7 年 8 月 12 日制定】